

猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則

令和 8 年 3 月 23 日

規 則 第 3 号

猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年規則第36号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、猪名川町消防団員等公務災害補償条例（令和8年条例第10号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、その施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公務災害の認定）

第2条 条例で定める損害補償を行うべき必要があると認められる災害が発生した場合には、非常勤消防団員は消防団長が消防長を経由し、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）については消防長が、公務災害発生報告書（様式第1号）を町長に提出し、その認定を受けなければならない。

（損害補償を受ける権利を有する旨の通知等）

第3条 町長は、前条の規定により公務災害の認定をした場合にあつては条例第2条の規定により損害補償を受けるべき者に対する損害補償を受ける権利を有する旨を、公務災害と認められない場合にあつてはその旨及び理由を、公務災害補償通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

（損害補償の請求方法）

第4条 条例で定める損害補償（現に受けている損害補償の額の変更を含む。）を受けようとする者は、受けようとする損害補償の種類に応じた損害補償請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の損害補償請求書を提出にあたり、必要に応じて損害額を証明する文書その他の関係書類の添付を求めることができる。

（損害補償の支給方法）

第5条 町長は、前条に規定する損害補償請求書の提出を受けたときは、これを審査し、損害補償に関する決定を行い、請求者に損害補償決定通知書（様式第4号）を交付するとともに、損害補償を行わなければならない。

2 同一の負傷又は疾病に係る療養補償及び休業補償の支給は、1月ごとに行うものとする。

（遺族補償年金請求代表者の選任等）

第6条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者のうち1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに代表者選任・変更届出書（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

（所在不明による支給停止の申請等）

第7条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。以下同じ。）第8条の4第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給停止又は支給停止の解除申請をしようとする者は、遺族補償年金支給停止申請書（様式第6号）又は遺族補償年金支給停止解除申請書（様式第7号）に次条第1項に規定する年金証書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請者に遺族補償年金支給停止通知書（様式第8号）又は遺族補償年金支給停止解除通知書（様式第9号）により、その旨を通知しなければならない。

（年金証書）

第8条 町長は、年金たる損害補償（政令第12条の2に規定する年金たる損害補償をいう。以下同じ。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて消防団員等公務災害補償年金証書（様式第10号）を交付しなければならない。

2 町長は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合には、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。

3 町長は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

第9条 年金証書の交付を受けた者は、その年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付申請書（様式第11号）に亡失の事由を明らかにすることができる文書又は損傷した年金証書を添えて、町長に提出しなければならない。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを町長に返納しなければならない。

第10条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる損害補償を受ける権利が消滅した場合は、遅滞なく当該年金証書を町長に返納しなければならない。

（定期報告）

第11条 年金たる損害補償を受ける者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、その現状を定期報告書（様式第12号）により町長に報告しなければならない。

（届出）

第12条 年金たる損害補償を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を年金に関する異動報告書・変更届出書（様式第13号）により町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア その負傷又は疾病が治った場合

イ その障害の程度に変更があつた場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、政令第8条の3第1項第2号から第6号までの規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

(5) 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき（政令第8条第1項第4号の障害の状態にあるときを除く。）及び同号の障害の状態になり、又はその事情がなくなったとき。ただし、55歳以上であるものを除く。

(6) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があつた場合

2 条例で定める損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なくその旨を年金に関する異動報告書・変更届出書により町長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をする場合には、その事実を証明する文書その他の資料を添付しなければならない。

(第三者の行為による災害についての届出)

第13条 損害補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、損害補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨)並びに被害の状況を第三者加害報告書(様式第14号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(損害補償請求書等の経由)

第14条 条例で定める損害補償を受ける権利を有する者が、条例及びこの規則の定めるところにより町長に提出する損害補償請求書その他の文書は、非常勤消防団員にあっては消防団長及び消防長を、消防作業従事者等にあっては消防長を、それぞれ経由しなければならない。

(協力義務)

第15条 条例で定める損害補償を受ける権利を有する者が、損害補償の請求その他の手続を行う場合には、消防団長及び消防長は、これに協力しなければならない。

(記録簿)

第16条 町長は、損害補償記録簿(様式第15号)、損害補償記録簿(傷病補償年金)(様式第16号)、損害補償記録簿(障害補償年金)(様式第17号)及び損害補償記録簿(遺族補償年金)(様式第18号)を備え、必要な事項を記録しておかなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公務災害発生報告書

年 月 日				
猪名川町長 様		職 氏名		
1 災害を受けた者	区分	<input type="checkbox"/> 非常勤消防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者 <input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者		
	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
	職業		階級 (非常勤消防団員の場合)	
2 補償を受け るべき者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
	災害を受けた者との続柄 又は関係			
3	災害発生の場所			
4	災害発生の日時	年 月 日 時 分頃		
5	傷病名			
6	傷病の部位			
7	傷病の程度			
8 及びその 状況	災害発生の原因			
医師の意見 5から7までに記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 病院又は診療所の所在地 名称 職氏名 ㊟				
受付	年 月 日		認定	年 月 日
通知	年 月 日			公務上 ・ 公務外

(注) 1 現場見取図及び現場責任者の状況報告書を添付すること。

2 災害を受けた者と補償を受けるべき者が異なる場合は、その関係を明らかにする書類を添付すること。

公務災害補償通知書

第 年 月 日
様 猪名川町長
次の災害は、公務上 公務外 によるものと認定しましたので、猪名川町消防団員等公務災害補償条例に定める損害補償を受ける権利が ある ない ことを通知します。
1 災害を受けた者 住所 氏名 (年 月 日生) 区分及び階級等
2 傷病名、傷病の部位及びその程度
3 災害発生の場所
4 災害発生の日時 年 月 日 時 分
5 理由

- (注) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、猪名川町を被告として(訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 4 損害補償を受ける権利がある場合は、猪名川町消防団員等公務災害補償条例及び同条例施行規則の定めるところにより、損害補償の請求等所定の手続をしてください。なお、損害補償費の支払については、消防団員等公務災害補償等共済基金の支払決定日から概ね1月後になります。

損害補償請求書

年 月 日		猪名川町長 様	
		請求者の住所 _____	
		氏名 _____ (印)	
		連絡先電話番号 _____	
		災害を受けた者との続柄 _____	
猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則第4条の規定により次のとおり請求します。			
1 災害を受けた者	区分	<input type="checkbox"/> 非常勤消防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者 <input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者	
	住所		
	氏名	生年月日	年 月 日
	職業	災害発生日	年 月 日
	階級 (非常勤消防団員の場合)		災害発生場所
2 損害補償の種類	<input type="checkbox"/> 療養補償 <input type="checkbox"/> 休業補償 <input type="checkbox"/> 傷病補償年金 <input type="checkbox"/> 障害補償一時金 <input type="checkbox"/> 介護補償 <input type="checkbox"/> 遺族補償年金 <input type="checkbox"/> 遺族補償一時金 <input type="checkbox"/> 葬祭補償		3 請求金額
			円
4 期間	(第 回) 年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)		
5 振込先	金融機関名	支店	
	口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> ()	
	フリガナ 口座名義		

- (注) 1 該当する□には、✓印を記入してください。
- 2 請求者本人が自書する場合は、押印は不要です。
- 3 次の資料を添付してください。
- (1) 消防団員等公務災害補償等共済基金への提出書類
 - (2) 医師の診断書、死亡診断書その他損害補償を受ける権利を有することを証する書類
 - (3) その他必要な書類
- 4 療養補償、介護補償及び葬祭補償の場合において、別に口座振込を希望する場合は、裏面の口座振込依頼書に必要事項を記入してください。

口座振込依頼書

この請求書による _____ 費の内、 _____ 費 _____ 円は、下記の預金口座へ振り込んでください。振込先について、私（請求者）の名義ではない口座を指定している場合でも、この口座振込をもって支払の効力が生じることについて異議ありません。

請求者の住所 _____

氏名 _____ ⑩

連絡先電話番号 _____

住 所			
名 称			
代表者			
振込先	金融機関名		支店
	口座番号		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> ()
	フリガナ 口座名義		

(注) 請求者本人が自書する場合は、押印は不要です。

代表者選任・変更届出書

年 月 日

猪名川町長 様

届出者氏名 _____

猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則第6条の規定により次のとおり届け出ます。

1 代表者	住所				
	氏名		災害を受けた者 との続柄		
2 受給権者	氏名	災害を受けた者 との続柄	住所		
3 変更事項等	前代表者	住所			
		氏名		災害を受けた者 との続柄	
	変更理由				

遺族補償年金支給停止申請書

年 月 日				
猪名川町長 様				
申請者氏名 _____ ⑤				
年金受給権者の所在が不明ですので、猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則第7条の規定により、次のとおり遺族補償年金の支給停止を申請します。				
1 被災団員等について	年金証書番号		事故年月日	年 月 日
	住所			
	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
2 所在不明となった受給権者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	最後の住所			
	災害を受けた者との続柄		所在不明となった年月日	年 月 日
	所在不明となったことについての詳細			
3 受給権者等	氏名	災害を受けた者との続柄	住所	生年月日
	(受給権者)			年 月 日
	(受給資格者)			年 月 日
	(受給資格者)			年 月 日
	(受給資格者)			年 月 日
	(受給資格者)			年 月 日

(注) 1 この申請書には、所在が1年以上明らかでないことを証明することができる書類を添えてください。

2 申請者本人が自書する場合には、押印は不要です。

遺族補償年金支給停止解除申請書

年 月 日				
猪名川町長 様				
申請者氏名 _____ ⑩				
猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則第7条の規定により、遺族補償年金の支給停止の解除を次のとおり申請します。				
1 被災団員等について	年金証書番号		事故年月日	年 月 日
	住所			
	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
2 所在不明となった受給権者	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
	現住所			
	災害を受けた者との続柄		所在不明となっていた期間	年 月 日から 年 月 日まで
	所在不明となったことについての詳細			
3 受給権者等	氏名	災害を受けた者との続柄	住所	生年月日
	(受給権者)			年 月 日
	(受給資格者)			年 月 日
	(受給資格者)			年 月 日
	(受給資格者)			年 月 日
	(受給資格者)			年 月 日

- (注) 1 現住所に所在していることを証明できる書類を添えてください。
 2 遺族補償年金証書を添えてください。
 3 申請者本人が自書する場合は、押印は不要です。

遺族補償年金支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

年 月 日付けをもって申請のあった遺族補償年金については、次のとおり支給を停止したので通知します。

- 1 年金証書番号
- 2 支給を停止した受給者の氏名
- 3 支給停止年月日
- 4 備考

遺族補償年金支給停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

年 月 日付けをもって申請のあった遺族補償年金については、次のとおり支給の停止を解除したので通知します。

- 1 年金証書番号
- 2 支給の停止を解除した受給者の氏名
- 3 支給停止年月日
- 4 解除年月日
- 5 備考

第 号

消防団員等公務災害補償
年金証書

猪名川町

受給権者の氏名			
生 年 月 日	年	月	日生
補 償 の 種 類	補償年金（第 級）		
年 金 の 額	円		
支 給 開 始 年 月	年	月	
<p>猪名川町消防団員等公務災害補償条例の規定により、上記のとおり支給します。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: left; margin-left: 100px;">猪名川町長</p>			

注意事項

- 1 この証書は、猪名川町消防団員等公務災害補償条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲り渡すことはできません。
また、差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失したり、著しく損傷したときは再交付を猪名川町消防本部に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、猪名川町消防本部に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を猪名川町消防本部に返納してください。

年金証書再交付申請書

年 月 日			
猪名川町長 様			
申請者氏名_____			
猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則第9条の規定により、次のとおり年金証書の再交付を申請します。			
年金証書			
フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日
再交付の理由			

(注) この申請書には、年金証書を紛失したことを証明できる書類又は損傷した年金証書等を添えてください。

定期報告書

年 月 日					
猪名川町長 様					
氏名 _____					
猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則第11条の規定により、次のとおり現状を報告します。					
1 被災団員等	年金証書番号		事故発生日	年 月 日	
	住所				
	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日	
2 添付資料	<input type="checkbox"/> 傷病補償年金	消防団員等公務災害補償等共済基金が定める別記様式第14号の2（医師の記載及び証明を受けたもの）			
	<input type="checkbox"/> 障害補償年金	消防団員等公務災害補償等共済基金が定める別記様式第15号			
	<input type="checkbox"/> 遺族補償年金	<input type="checkbox"/> 消防団員等公務災害補償等共済基金が定める別記様式第15号の2 <input type="checkbox"/> 受給権者と生計を同じくしている受給資格者については、その事実を証する書類 <input type="checkbox"/> 受給権者及びその者と生計を同じくしている受給資格者のうち、身体障害者については、障害の程度についての医師の診断書又はそのことを証する書類			
3 他の法令による受給関係	年金の種類 (障害等級)	年金の 年額	年金証書の 記号番号	支給開始年月	所轄年金 事務所等
				年 月	
				年 月	

- (注) 1 該当する□には、✓印を記入してください。
 2 この報告書は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に提出してください。
 3 「他の法令による受給関係」の記載内容が明らかになる書類の写しを添付してください。

様式第13号（規則第12条関係）

年金に関する異動報告書・変更届出書

年 月 日			
猪名川町長 様			
氏名_____			
猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則第12条の規定により、報告・届出します。			
1 被災団員等	年金証書番号		事故発生日
	住所		
	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
2	異動した者の氏名	異動年月日	年 月 日
3	異動の内容		
4 異動・変更内容に応じた添付資料			
<input type="checkbox"/> 氏名を変更したとき。		その事実を証する書類	
<input type="checkbox"/> 住所を変更したとき。			
<input type="checkbox"/> 傷病補償年金の受給権者の負傷又は疾病が治ったとき。		医師又は歯科医師の診断書	
<input type="checkbox"/> 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき（負傷又は疾病が治った場合を除く。）。		次の3点を記載した医師若しくは歯科医師の診断書又はその写し ①障害の部位及び状況（図で示すことのできるものは図解すること。） ②障害の程度に変更を生じた年月日、理由 ③予想される傷病等級又は障害等級	
<input type="checkbox"/> 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が死亡したとき。		その者の死亡を証する書類又はその写し	
遺族補償年金の受給権者又は受給資格者について			
<input type="checkbox"/> 死亡したとき。		その者の死亡を証する書類又はその写し	
<input type="checkbox"/> 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）したとき。		その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書	

<input type="checkbox"/>	直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。	その事実及び事実の生じた年月日を証する市町村長の発行する証明書
<input type="checkbox"/>	離縁によって、死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき。	
<input type="checkbox"/>	子、孫又は兄弟姉妹の18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引続き特定障害状態※にあるときを除く。）。	
<input type="checkbox"/>	政令第8条の2第4項第1号に該当するに至ったとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引続き特定障害状態※にあるときを除く。）。	
<input type="checkbox"/>	政令第8条の2第4項第2号に該当するに至ったとき（55歳以上であるときを除く。）。	次のいずれか1点 <input type="checkbox"/> ① その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書 <input type="checkbox"/> ② ①に代わる書類 <input type="checkbox"/> ③ ①又は②の写し
<input type="checkbox"/>	非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態※にあった夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の当該状態がなくなったとき。	
<input type="checkbox"/>	受給権者と生計を同じくしていた受給資格者が生計を異にするとき。	
<input type="checkbox"/>	生計を異にしていた受給資格者が受給権者と生計を同じくするに至ったとき。	次の2点 ① その者の住民票の写し ② その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
<input type="checkbox"/>	非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したとき。	その者の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたとき。	その事実及び事実の生じた年月日を証する書類
<input type="checkbox"/>	政令第8条の3第1項の規定により、遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その権利が消滅した受給権者と生計を異にしていた次順位者が受給権者となったとき。	次の3点 ①その者及びその者と生計を同じくしている受給資格者の氏名 ②その事実を証する書類 ③それらの者の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	同一の事由により支給されていた他の法令による年金の支給額に変更があったとき。	当該年金の支給に係る年金証書全文の写し
<input type="checkbox"/>	同一の事由により支給されていた他の法律による年金が支給されなくなったとき。	当該年金が支給されなくなった理由及び支給されなくなった年月日を証する書類

(注) 1 該当する□には、✓印を記入してください。

2 「特定障害状態」とは、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）第5条に規定する障害の状態をいいます。

第三者加害報告書

猪名川町長 様		年 月 日	
		氏名 _____ 被災者との続柄 _____	
猪名川町消防団員等公務災害補償条例施行規則第13条の規定により、報告します。			
1	災害発生日時	年 月 日 時 分頃	
2	災害発生場所		
3	災害発生状況		
4 被災した者	氏名	生年 月日	年 月 日
	住所	階級	
	被害の状況		
	診療機関名称		
5 相手方	ふりがな 氏名	生年 月日	年 月 日
	住所	〒 _____ 電話（携帯電話）	
6	示談について	<input type="checkbox"/> 示談が成立した（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 示談をする予定（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 交渉中 <input type="checkbox"/> 示談はしない	

(注) 1 該当する□には、✓印を記入してください。

2 交通事故等の場合は、現場見取図を添付してください。

様式第15号（規則第16条関係）

損害補償記録簿

1 災害を受けた者	区分	<input type="checkbox"/> 非常勤消防団員 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者		<input type="checkbox"/> 消防作業従事者 <input type="checkbox"/> 水防従事者		<input type="checkbox"/> 応急措置従事者	
	ふりがな 氏名			生年月日	年 月 日		
	住所			公務災害補償 通知書交付日	第 年 月 号 日		
	災害発生 場所			災害 発生日時	年 月 日 時 分 頃		
	非常勤消防団員の場合：分団・階級・任命日 非常勤消防団員以外：職業						
	負傷又は発病時の 傷病名				治癒・死亡 年月日	年 月 日 治癒 死亡	
	故意の犯罪行為等による 制限の有無及び制限期間		<input type="checkbox"/> 有 自 <input type="checkbox"/> 無 至		年 月 日 年 月 日	第三者 行為事故	有 ・ 無
3 補償 基礎額	額	決定日		4 傷病補償 年金	傷病等級		支給決定日
	円	. .			第 級 号	. .	
5 障害 補償	障害の等級	年金 支給決定日		一時金 支給決定日	一時金支払日		一時金 支給金額
	第 級 号		円
6 障害補償年金 差額一時金		支給決定日		支払日		支給金額	
			円	
7 障害補償年金前払一時金		支払日				支給金額	
		. .				円	
8 遺族補償		年金支給決定日		一時金 支給決定日	一時金支払日		一時金支給金額
			円
9 遺族補償年金前払一時金		支払日				支給金額	
		. .				円	
10 葬祭補償		支払日		葬祭日		支給金額	
			円	

11 療養補償	請求回数	支払年月日	診療期間 (年月日)	診療 実日数	支払金額	備考
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		. .	自 . . 至 . .	日	円	
		累計		日	円	

〔記入要領〕

- 1 この記録簿は、非常勤消防団員等の災害が公務により生じたものであると認定された場合に作成し、補償が完結するまで順次必要な事項を記入すること。
- 2 「区分」の欄には、非常勤消防団員等が災害を受けた当時の区分について、該当する□に✓印を記入すること。
- 3 「故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、故意の犯罪行為又は重大な過失の有無について該当する□に✓印を記入し、故意の犯罪行為又は重大な過失がある場合には、療養を開始した日及びその日から起算して3年の期間の満了する日を記入すること。
- 4 「第三者行為事故」の欄には、当該災害が第三者の行為によって生じたものであるか否かについて該当する□に✓印を記入すること。
- 5 「11 療養補償」「12 休業補償」の表は、療養補償又は休業補償を支払った都度記入すること。
- 6 「休業日数」の欄には、休業補償の対象となった日数（1日の一部が対象となった日数を含む。）を記入すること。
- 7 「補償基礎額」の欄には、補償基礎額を改定した都度その額を記入すること。
- 8 「備考」の欄には、補償基礎額の改定を行った年月日、その他必要な事項を記入すること。
- 9 「11 療養補償」「12 休業補償」における「累計」の欄には、原則として支払年度ごとに記入すること。
- 10 「13 介護補償」の表は、介護補償を支払った都度記入すること。
- 11 「常時、随時の別」の欄には、介護を要する状態の常時又は随時の別を記入すること。
- 12 各年度末には「支払金額」の欄に、当該年度ごとの合計金額を記入するものとし、その合計額を記入した項に対応する「支給に係る月」の項には適宜「〇〇年度合計」等と記入すること。
- 13 「13 介護補償」における「累計」の欄には、支給が完結した場合の総計を記入すること。

様式第16号（規則第16条関係）

損害補償記録簿（傷病補償年金）

1 受給権者	氏名	住所	年金証書番号	支給開始年月	
	傷病等級	第 級 号（ 年 月 日決定）		傷病の名称、部位及びその状態	
		第 級 号（ 年 月 日決定）			
		第 級 号（ 年 月 日決定）			
故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間		<input type="checkbox"/> 有 年 月 日から <input type="checkbox"/> 無 年 月 日まで			
2 他の法令による受給関係	年金の種類 障害等級	年金の金額	年金証書の 記号番号	支給開始年月	所轄社会保険 事務所等
				年 月	
				年 月	
3 傷病補償年金の年額	支給年月	補償基礎額	政令第5条の2による 年金額	政令附則第3条による調 整又は制限後の年金額	
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
4 備考					

5 傷病補償年金	支払年月日	支給に係る月	支払金額	備考
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～分 年 月	円	
	累計		円	

〔記入要領〕

- 1 この記録簿は、傷病補償年金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入すること。
- 2 「支給開始年月」の欄には、当該障害の原因である傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった月の翌月の年月を記入すること。
- 3 「傷病等級」の欄には、最初に傷病補償年金の支給を決定した場合の当該傷病等級及びその決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後傷病等級に変更があった場合には、変更後の傷病等級及びその変更決定年月日を次の欄以下に記入すること。
- 4 「傷病補償年金の年額」の欄には、最初に傷病補償年金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。
- 5 「故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、故意の犯罪行為又は重大な過失の有無について該当する□に✓印を記入し、故意の犯罪行為又は重大な過失がある場合には、療養を開始した日及びその日から起算して3年の期間の満了する日を記入すること。
- 6 「他の法令による受給関係」の欄には、受給権者が傷病補償年金と同一の事由により受給する政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。
- 7 「備考」の欄には、年金証書の再交付及びその事由、支給事由が消滅した場合の年月日及びその事由、調査を行った場合の年月日及びその結果の概要、その他必要な事項を記入すること。
- 8 「5 傷病補償年金」の欄は、傷病補償年金を支払った都度記入すること。
- 9 「支払年月日」の欄には、支払った年月日を記入すること。
- 10 「支給に係る月」の欄には、例えば令和8年4月の支払の場合には、R8年1月～R8年3月分と記入すること。
- 11 「支払金額」の欄には、支払年度ごとの合計金額を記入するものとし、その合計額を記入した項に対応する「支給に係る月」の項には、適宜「〇〇年度合計」等と記入すること。
- 12 当該補償と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、「備考」の欄に、受給権者が受領した傷病補償年金に相当する損害賠償の金額及びその額を受領した年月日を記入し、「支給に係る月」及び「支払金額」の欄には、当該損害賠償を受けたことにより免責されている傷病補償年金が仮に支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入すること。
- 13 「累計」の欄には、支給が完結した場合の総計を記入すること。

様式第17号（規則第16条関係）

損害補償記録簿（障害補償年金）

1 受給権者	氏名	住所	年金証書番号	支給開始年月	
	障害等級	第 級 号（ 年 月 日決定）		障害の部位及びその程度	
		第 級 号（ 年 月 日決定）			
		第 級 号（ 年 月 日決定）			
故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間		<input type="checkbox"/> 有 年 月 日から <input type="checkbox"/> 無 年 月 日まで			
2 他の法令による受給関係	年金の種類 (障害等級)	年金の金額	年金証書の 記号番号	支給開始年月	所轄社会保険 事務所等
				年 月	
				年 月	
3 障害補償年金の年額	支給年月	補償基礎額	政令第6条による 年金額	政令附則第3条による調 整又は制限後の年金額	
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
	年 月から				
4 備考					

5 障害補償年金	支払年月日	支給に係る月	支払金額	備考
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月 月	円	
	累計		円	

〔記入要領〕

- 1 この記録簿は、障害補償年金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入すること。
- 2 「支給開始年月」の欄には、当該障害の原因である傷病が治癒した月の翌月の年月を記入すること。
- 3 「障害等級」の欄には、最初に障害補償年金の支給を決定した場合の当該障害等級及びその決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後障害等級に変更があった場合には、変更後の障害等級及びその変更決定年月日を次の欄以下に記入すること。
- 4 「故意の犯罪行為等による制限の有無及び制限期間」の欄には、故意の犯罪行為又は重大な過失の有無について該当する□に✓印を記入し、故意の犯罪行為又は重大な過失がある場合には、療養を開始した日及びその日から起算して3年の期間の満了する日を記入すること。
- 5 「他の法令による受給関係」の欄には、受給権者が障害補償年金と同一の事由により受給する令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。
- 6 「障害補償年金の年額」の欄には、最初に障害補償年金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。
- 7 「備考」の欄には、年金証書の再交付及びその事由、支給事由が消滅した場合の年月日及びその事由、調査を行った場合の年月日及びその結果の概要、その他必要な事項を記入すること。
- 8 「5 障害補償年金」の欄は、障害補償年金を支払った都度記入すること。
- 9 「支払年月日」の欄には、支払った年月日を記入すること。
- 10 「支給に係る月」の欄には、例えば令和8年4月の支払の場合には、R8年1月～R8年3月分と記入すること。
- 11 「支払金額」の欄には、支払年度ごとの合計金額を記入するものとし、その合計額を記入した項に対応する「支給に係る月」の項には、適宜「〇〇年度合計」等と記入すること。
- 12 当該補償と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、「備考」の欄に、受給権者が受領した障害補償年金に相当する損害賠償の金額及びその額を受領した年月日を記入し、「支給に係る月」及び「支払金額」の欄には、当該損害賠償を受けたことにより免責されている障害補償年金が仮に支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入すること。
- 13 「累計」の欄には、支給が完結した場合の総計を記入すること。

6 遺族補償年金	支払年月日	支給に係る月	支払金額	備考
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	・ ・	年 月 ～ 分 年 月	円	
	累計		円	

〔記入要領〕

- 1 この記録簿は、遺族補償年金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入すること。
- 2 「遺族補償年金受給資格者」の欄には、遺族補償年金を受けることができる遺族全員について、次のように記入すること。
 - (1) 「氏名」の項には、政令第8条第3項及び附則第2条の2第3項に規定する順序により記入すること。なお、氏名の冒頭に受給権者であるときは権と、受給権者と生計を同じくしている者であるときは生と、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第5条に規定する障害の状態にあるときは障と記入すること。
 - (2) 「死亡した者との続柄」の項には、政令第8条の2第4項第1号、第8条の3第1項第5号及び同条第2項並びに附則第2条の2第2項及び第4項の規定により年金額の改定等が行われることとなる年月を併せて記入すること。
 - (3) 「受給資格変動年月日及び事由」の項には、その者が受給権者となった年月日、又は受給権者若しくは受給資格者でなくなった年月日等を記入し、受給資格に変動を生じた事由を具体的に記入すること。
- 3 「遺族補償年金の年額」の欄には、最初に遺族補償年金の支給を決定したときの年額を最初の欄に記入し、以下の欄には、年金額の改定の都度順次記入すること。(政令附則第2条の2第4項の規定により遺族補償年金の支給が停止される場合においても、年金額の改定の都度順次記入すること。)
- 4 「他の法令による受給関係」の欄には、受給権者が遺族補償年金と同一の事由により受給する政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付の名称を記入すること。
- 5 「備考」の欄には、年金証書の再交付及びその事由、支給事由が消滅した場合の年月日及びその事由、調査を行った場合の年月日及びその結果の概要、その他必要な事項を記入すること。
- 6 「6 遺族補償年金」の欄は、遺族補償年金を支払った都度記入すること。
- 7 「支払年月日」の欄には、支払った年月日を記入すること。
- 8 「支給に係る月」の欄には、例えば令和8年4月の支払の場合には、R8年1月～R8年3月分と記入すること。
- 9 「支払金額」の欄には、支払年度ごとの合計金額を記入するものとし、その合計額を記入した項に対応する「支給に係る月」の項には、適宜「〇〇年度合計」等と記入すること。
- 10 当該補償と同一の事由につき損害賠償を受けたときは、「備考」の欄に、受給権者が受領した遺族補償年金に相当する損害賠償の金額及びその額を受領した年月日を記入し、「支給に係る月」及び「支払金額」の欄には、当該損害賠償を受けたことにより免責されている遺族補償年金が仮に支給されていたとしたら記入すべき事項を赤字で記入すること。
- 11 「累計」の欄には、支給が完結した場合の総計を記入すること。